

氏名（本籍）	ながい よし と 永井義人（島根県）
学位の種類	博士（国際学）
学位記番号	甲第104号
学位授与年月日	平成26年3月24日
学位授与の要件	広島市立大学大学院学則第36条第2項及び学位規程第3条第2項の規定による
学位論文題目	国家間対立に直面する地方自治体の国際政策 ——山陰地方における地方間国際交流を事例として——
論文審査委員	主査 教授 吉田 晴彦 委員 教授 大庭 千恵子 委員 教授 金 栄鎬 委員 教授 三上 貴教（広島修道大学）

## 論文内容の要旨

### 1. 研究の背景と目的

本研究の課題は、国家間対立に直面した地方自治体の対応について、その国際政策における決定過程を分析し、考察することである。

地方自治体の国際政策に関する先行研究は、その多くが国家間関係の改善に寄与することをその理念的課題として掲げてきた。だが、それらは友好的な国家間関係のなかで、あるいは国家間対立が存在する場合においても、それを棚上げできる状況しか想定しておらず、国家間対立を直接の課題としては認識してこなかった。また、それらの多くが地方自治体の国際政策に関する理念的課題を中心としており、政策決定過程の分析にまで踏み込んだものは少ないのが現状である。

そこで本研究は、国家間対立という阻害要因を抱えながら取り組まれてきた1980年代後半から2000年代前半までの島根県と鳥取県における北東アジア地域との地方間国際交流を事例としてとり上げ、上記課題について考察するものである。

### 2. 論文の要旨

本論文は上記研究背景・目的について述べた序章に続いて、本論にあたる第1～第4章、および結論にあたる終章の全6章で構成される。

第1章では、日本の地方自治体の「国際化」と呼ばれる状況をふまえながら、島根、鳥取両県における環日本海経済圏を通じた国際政策の展開について、1980年代後半から1990年代前半の状況を中心に論じている。当初、文化交流を中心としていたこれら事業は、次第に北東アジア地域における経済交流の発展を掲げるようになる。この段階での両県の国際政策には、その特徴に大きな差異は見られなかった。

第2章では、その後、島根県と鳥取県が北東アジア地域における地方間国際交流において、どのような地域益を重視するようになるのかという問題について論じている。

島根県は、「北東アジア地域自治体連合」の創設（1996年）に積極的に関わり、北東アジア地域の地方自治体が交流のネットワークを形成することによって、相互理解に即した信頼関係を構築し、北東アジア地域の全体的な発展をめざすとともに、世界平和に寄与するという方針を打ち出した。その背景には、1990年代後半においても経済交流などの具体的な地域益を得るための基盤を形成できず、文化交流を中心とする理念的な地域益を打ち出すにとどまらざるを得ないという事情があった。

一方、鳥取県は、環日本海交流の西の拠点となり得る港湾都市・境港を擁していたこともあり、長年の実績を活かして対岸諸国との経済交流を展開し、地域経済の活性化をはかるといった具体的な地域益を重視するようになる。その中で環日本海圏地方政府国際交流・協力サミット（1994年）や山陰・夢みなと博覧会（1997年）の開催といった政策が立て続けに打ち出されていった。

第3章では、竹島を所管する韓国慶尚北道と姉妹提携を行い、国際交流を通じて友好関係の発展をめざしてきた島根県が、「竹島の日」条例を制定（2005年）することによって、慶尚北道との交流を中断するに至った過程が論じられる。島根県は条例制定前年に慶尚北道との姉妹提携15周年を記念した文化交流を行っており、竹島をめぐる領土問題は棚上げされていることが交流の発展をめざすためには不可欠であった。

そうした中、韓国政府による竹島の実効支配強化に対し、竹島県議会議員連盟や県土・竹島を守る会といった民間団体が、「竹島の日」条例を制定するよう働きかけを強める。これに対し、国家間外交の問題である領土問題は地方間国際交流とは切り離せると主張してきた澄田知事（当時）は、それに反対する根拠をもち得ず、条例制定を容認することになる。文化的交流が中心となっていた慶尚北道との交流は、具体的な地域益を生じているとは見なされず、むしろ竹島問題という領土問題への取り組みが島根県の地域益として位置づけられたのであった。

第4章では、鳥取県、境港市が取り組んできた北朝鮮との交流が中断するに至った過程が論じられる。国交のない北朝鮮との交流に取り組んできた鳥取県や境港市の目的は、経済交流によって、地域経済を活性化させることであった。境港市は基幹産業である水産加工業を北朝鮮やロシア連邦からの輸入に依存するようになっていたからである。

ところが小泉首相（当時）訪朝（2002年）後、拉致問題が疑惑から事件へ転換し、国家間対立が深刻化すると、これら交流はやがて中断を余儀なくされる。ただし、片山知事（当時）は、小泉訪朝後も交流を継続したいという思いを示し、また境港市はその後もしばらく経済交流を継続（2006年まで）、交流再開の可能性を模索し続けたのであった。

終章では、本研究から得られた知見について論じられる。いずれの事例においても、国家間対立が棚上げできる場合、地方自治体は国際交流によってそれを乗り越える努力を行うことが示されている。ただし、国家間対立が深刻化し、それが棚上げできない状態に至った場合、地方自治体の国際交流は独自の主体的な対応を迫られることになる。

その際、地域益の観点からした国際交流の位置づけの差異、関係するアクターによる対応の差異などが、自治体の国際政策に差異をもたらすと考えられる。国際交流が地域益という観点から必ずしも積極的な支持を受けられない状況において、自治体の国際政策は国家間対立の一層の深刻化をもたらす場合があることを、島根県の事例は示している。一方

で、国際交流が地域益の観点から積極的な支持を受けられる場合、深刻な国家間対立に直面しても自治体が可能な限り交流を維持し続けようとすることを鳥取県の事例は示しているといえよう。

## 論文審査の結果の要旨

### 1. 口頭試問および公聴会の概要

本審査会は外部審査委員として三上貴教教授（広島修道大学）を迎え、13:30より口頭試問、続いて14:30より博士学位論文発表会（公聴会）を開催した。

試問では申請者が概略、および予備審査で指摘された問題点についてどのように修正したかを説明した後、研究内容に関する質疑応答が行われた。

予備審査で指摘された問題点については、論文題目をより簡潔かつ明確なものに修正したこと、また本文内のいくつかの事実関係の論理的つながり（島根県の漁業問題と領土問題の関係、島根県と鳥取県の事例の相違点などについて）がより明確にされたことなどが確認された。

委員からは、その上で、漁業協定と領土問題の関係、首長のリーダーシップがもたらした影響、必ずしも実利を伴わない文化交流の位置づけといった論点について、より明確に説明した方がよいのではないかといったコメントが寄せられた。それに対し、口頭で適切な回答が行われた上で、より完成度を高める若干の表現修正や加筆を検討することとなった。特に、注に掲げられた貴重な未公開一次資料についても、公表に差し支えない範囲で公開資料同様参考文献リストに追加することが、資料としての意義を高めるためにも推奨された。

続いて行われた公聴会では、ヨーロッパの事例との比較検討の可能性などについてコメント、またインタビューなどデリケートな一次資料利用に際し、博士論文として公表する旨情報提供者に確認する必要性についてのアドバイスなどが寄せられた。

### 2. 審査結果の概要

これらの終了後、委員のみによる判定のための会議を開催した。委員からは、最初に設定した研究課題から演繹的に議論を展開するという近年主流の論理構成パターンではないため多少インパクトが弱い印象を受けるといった指摘、また若干の表現技法についての問題指摘があった。とはいえ、本論文は地方自治体の国際政策について、独創的な観点から、インタビューや未公開資料など一次資料を丹念にフォローし、堅実に議論を展開している点については、全委員が一致して高く評価した。また、現役自治体職員としての職務をこなしながらも研究にいそしみ、これまでに本研究に関する論文3点を公表、学会報告も数件実施している点も高く評価された。さらには、本研究が早くも社会科学専門書出版社より出版の打診を受けている点は、特に本論文の水準の高さを客観的に示すものと評価された。

### 3. 結論

以上をふまえ、本審査委員会では、本学位審査請求論文が博士論文に必要とされる要件を十分満たしており、また口述審査における回答も良好であると認められたため、本論文の執筆者永井 義人氏に対して 博士（国際学） を与えることについて、全員一致で承認する。